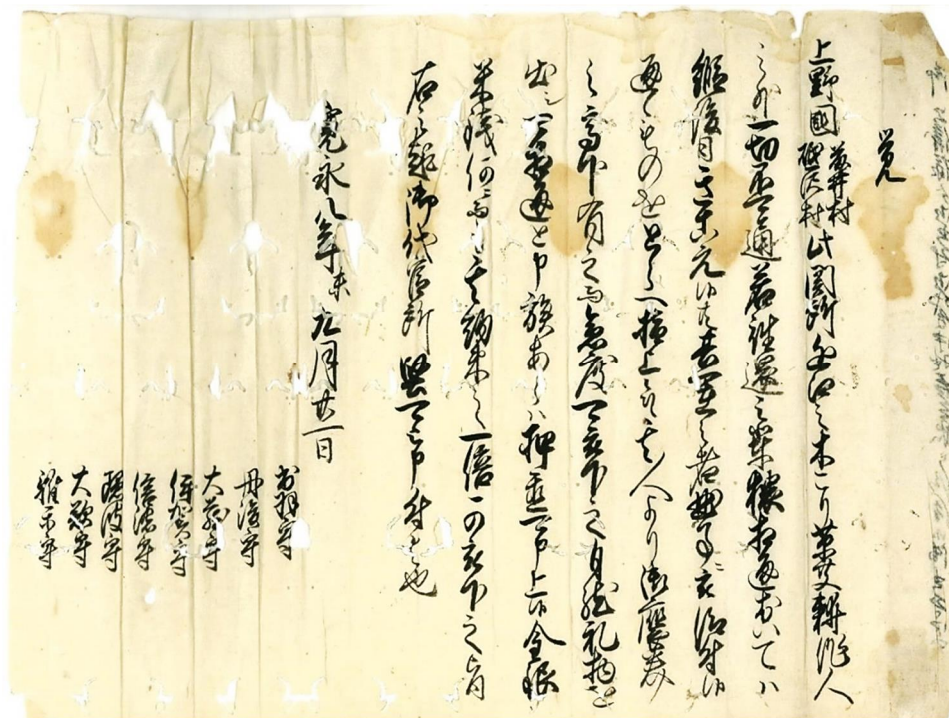




覚（藤井村・砥沢村御関所通行規定）

寛永8年(1631)

寛永8年(1631)、幕府は関東各地へ目付を派遣し、関所・番所の検分（実態調査）を行いました。この史料は、同年行われた検分の結果、幕府老中から出された通行規定で、西牧・南牧関所の交通統制を示しています。この年の幕府目付による検分は、上野国内の関所・番所の設置や制度の確立に大きな影響を与えました。

家光は、寛永12年(1635)に発布した武家諸法度により参勤交代を制度化します。幕府の全国的な交通政策や江戸防衛構想の下、上野国には全国でも有数の14か所の関所・番所が備えられました。

神戸金貴家文書 P8213 No.7713

覚（藤井村・砥沢村御関所通行規定）（寛永八年・一六三二）

《釈文》

覚

上野国 藤井村 此関所近郷之木こり・草丈(荻力)・耕作人
之外一切不可通、若往還之輩猥相通においてハ、
縦後日きこえ候共、其一在之者曲事被仰付候、
通候ものをとらへ指上候ハ、其人より御褒美
之高下有之而、急度可被下之、自然礼物を
出シ可相通と申族あらハ、押置可申上候、金銀
米銭何も其約束之一倍可被下之旨、
右之趣御代官所堅可被申付者也

寛永八年末九月廿一日

出羽守
丹後守
大蔵守
伊賀守
信濃守
讃岐守
大炊(炊力)守
雅楽守

【神戸金貴家文書 P八二三 No七七二三】